○八女市介護予防・日常生活支援総合事業指定第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

平成３０年１２月２５日
決裁
改正　令和元年９月１３日決裁
令和３年４月２７日決裁
令和３年８月２４日決裁
令和４年８月２３日決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、八女市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２８年１２月１日決裁。以下「実施要綱」という。）第６条第１項の第１号事業支給費用基準額について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）、実施要綱及び八女市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成２８年１２月１日決裁。以下「基準要綱」という。）において使用する用語の例による。

（費用の額の算定）

第３条　実施要綱第６条第１項の第１号事業支給費用基準額は、別表第１から別表第４までに定める単位数に１０円を乗じて算定した額とする。

（実施上の留意事項）

第４条　介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスに要する第１号事業支給費の額の算定に当たっては、この要綱に定めるもののほか、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第７２号）及び介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和３年３月１９日老認発０３１９第３号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）を準用する。

（令元．９．１３・一部改正、令和４．８．２３・全改）

（補則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月１３日決裁）

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年４月２７日決裁）

この要綱は、令和３年４月２７日から施行し、改正後の八女市介護予防・日常生活支援総合事業指定第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和３年８月２４日決裁）

この要綱は、令和３年８月２４日から施行し、改正後の八女市介護予防・日常生活支援総合事業指定第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱の規定は、同年４月１日から適用する。

別表第１（第３条関係）

（令元.９．１３・令３．４．２７・令３．８．２４・令４．８．２３・一部改正）

介護予防訪問介護相当サービスにおける指定第１号事業費単位数表

区分	単位数
１　訪問相当サービス費Ⅰ （週１回程度の訪問）	事業対象者・要支援１・２ １月につき　１，１７６単位
２　訪問相当サービス費Ⅱ （週２回程度の訪問）	事業対象者・要支援１・２ １月につき　２，３４９単位
３　訪問相当サービス費Ⅲ （週２回を超える程度の訪問）	要支援２ １月につき　３，７２７単位
４　訪問相当サービス費Ⅳ （１月に４回まで）	事業対象者・要支援１・２ １回につき　２６８単位
５　訪問相当サービス費Ⅴ （１月に５回から８回まで）	事業対象者・要支援１・２ １回につき　２７２単位
６　訪問相当サービス費Ⅵ （１月に９回から１２回まで）	要支援２ １回につき　２８７単位

7　訪問相当サービス費（短時間サービス） （主に身体介護を行う場合、１月に２２回まで）	事業対象者・要支援１・２ １回につき　１６７単位
8　初回加算	１月につき　２００単位
9　生活機能向上連携加算 （１）生活機能向上連携加算（Ⅰ） （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	 １月につき　１００単位 １月につき　２００単位
１０　介護職員処遇改善加算 （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	 ＋所定単位×１３７／１０００ ＋所定単位×１００／１０００ ＋所定単位×５５／１０００
１１　介護職員等特定処遇改善加算 （１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	 ＋所定単位×６３／１０００ ＋所定単位×４２／１０００
１２　介護職員等ベースアップ等支援加算	＋所定単位×２４／１０００

備考

1　生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において１から１２までを算定しない。

2　９の算定要件等については、訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

3　１から７までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者２０人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に９０／１００を乗じる。なお、建物の範囲については、訪問介護における取扱いに準ずる。

4　１から７までについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に１５／１００を乗じた単位数を足す。

5　１から７までについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に１０／１００を乗じた単位数を足す。

6　１から７までについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に５／１００を乗じた単位数を足す。

7　１０について、所定単位は１から９までにより算定した単位数の合計とする。

８　１１について、所定単位は１から９までにより算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

９　１２について、所定単位数は１から９までにより算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。

１０　特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算並びに事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者２０人以上にサービスを行う場合は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第２（第３条関係）

（令３．４．２７・全改、令３．８．２４・令和４．８．２３・一部改正）

介護予防通所介護相当サービスにおける指定第１号事業費単位数表

区分	単位数
１　通所相当サービス費	
（１）　要支援１	１月につき　１，６７２単位
（２）　要支援２	１月につき　３，４２８単位
（３）　要支援１（１月に４回まで）	１回につき　３８４単位
（４）　要支援２（１月に８回まで）	１回につき　３９５単位
２　生活機能向上グループ活動加算	１月につき　１００単位
３　運動器機能向上加算	１月につき　２２５単位
４　若年性認知症利用者受入加算	１月につき　２４０単位
５　栄養アセスメント加算	１月につき　５０単位
６　栄養改善加算	１月につき　２００単位
７　口腔機能向上加算	
（１）　口腔機能向上加算（Ⅰ）	１月につき　１５０単位

（２）　口腔機能向上加算（Ⅱ）	１月につき　１６０単位
８　選択的サービス複数実施加算 （１）　選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） （２）　選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	 １月につき　４８０単位 １月につき　７００単位
９　事業所評価加算	１月につき　１２０単位
１０　サービス提供体制強化加算 （１）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ア　要支援１ イ　要支援２ （２）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ア　要支援１ イ　要支援２ （３）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ア　要支援１ イ　要支援２	 １月につき　８８単位 １月につき　１７６単位 １月につき　７２単位 １月につき　１４４単位 １月につき　２４単位 １月につき　４８単位
１１　生活機能向上連携加算 （１）　生活機能向上連携加算（Ⅰ） ※３月に１回を限度とする。 （２）　生活機能向上連携加算（Ⅱ） ※運動器機能向上加算を算定している場合	 １月につき　１００単位 １月につき　２００単位 １月につき　１００単位
１２　口腔・栄養スクリーニング加算 （１）　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ※６月に１回を限度とする。 （２）　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ※６月に１回を限度とする。	 １回につき　２０単位 １回につき　５単位
１３　科学的介護推進体制加算	１月につき　４０単位
１４　介護職員処遇改善加算 （１）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （２）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （３）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	 ＋所定単位×５９／１０００ ＋所定単位×４３／１０００ ＋所定単位×２３／１０００

１５　介護職員等特定処遇改善加算 （１）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （２）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	 ＋所定単位×１２／１０００ ＋所定単位×１０／１０００
１６　介護職員等ベースアップ等支援加算	＋所定単位×１１／１０００

備考

１　１について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に７０／１００を乗じる。

２　１について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に７０／１００を乗じる。

３　１について、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に５／１００を乗じた単位数を足す。

４　１について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に１月につき２４０単位を足す。

５　１について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

１（１）及び（３）　３７６単位

１（２）及び（４）　７５２単位

６　２及び３における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師及びきゅう師を対象に含むものとする。

７　６の算定要件等については、通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。

８　１１の算定要件等については、通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

９　１２の算定要件等については、通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

１０　１４について、所定単位は１から１３までにより算定した単位数の合計とする。

１１　１５について、所定単位は１から１３までにより算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

１２　１６について、所定単位は１から１３までにより算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。

１３　中山間地域に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算並びに事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第３（第３条関係）

通所サービスAにおける指定第１号事業費単位数表

区分	単位数
１　通所サービスA費	
（１）事業対象者・要支援１（１週に１回まで）	１回につき　２００単位
（２）要支援２（１週に２回まで）	１回につき　２００単位
２　生活機能向上グループ活動加算	１回につき　２０単位
３　運動器機能向上加算	１回につき　４５単位
４　送迎加算（片道につき）	１回につき　３２単位
５　入浴加算	１回につき　３０単位

備考

１　１について、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に１０単位を加える。

２　２の算定要件等については、介護予防通所介護相当サービスにおける生活機能向上グループ活動加算の取扱いに準ずる。

３　３の算定要件等については、介護予防通所介護相当サービスにおける運動器機能向上加算の取扱いに準ずる。

４　事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、４を算定しない。

５　中山間地域に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第４（第３条関係）

（令３．４．２７・全改、令和４．８．２３・一部改正）

第１号介護予防支援における指定第１号事業費単位数表

区分	単位数
１　介護予防ケアマネジメントA費	１月につき　４３８単位
２　初回加算	１月につき　３００単位
３　委託連携加算	３００単位

備考　住所地特例による財政調整においては、１件当たり４３８単位とする。算定に当たっては、住所地特例対象者の数に４３８単位を乗じた金額の支払・請求により財政調整を行うものとする。